

指定管理者制度 Q&A

Q 管理委託制度との主な違いはなに

A 管理委託制度では、管理主体が地方公共団体の出資法人、公共団体及び公共的団体に限定されていましたが、指定管理者制度では、民間事業者、NPO 法人、ボランティア団体など（個人は除く。）も指定管理者として公の施設の管理を行うことが可能です。もちろん公募する場合において、施設の特性等により募集を行う団体に制限をかける場合もあります。また、管理委託制度ではできなかった施設の利用許可などを含む施設の管理が可能であり、管理を幅広く代行するものです。

Q 指定管理者制度にどのようなことが期待できますか

A 指定管理者制度では管理委託制度と違い民間事業者、NPO 法人、ボランティア団体など（個人は除く。）にも対象が広げられ、又使用許可権限も持つことが可能なので、管理委託制度より自由に工夫した運営が可能となり、これまで以上に住民ニーズに対応した、効率的で質の高いサービスとなることが期待できると考えています。

Q 行使できない行政処分は

A 指定管理者は行政処分も行うこともできますが、使用料の強制徴収、不服申立てに対する決定、行政財産の目的外使用許可等は法令に規定しており、地方公共団体の長のみが行うことができる権限には及びません。

Q 管理委託制度から指定管理者制度に変わってもこれまでと同様に施設を利用できますか

A 指定管理者制度に変わっても市の公の施設に変わりはありませんので、今までどおり使用できます。

Q 指定管理者が施設を管理することにより使用料が高くなりませんか

A 施設や設備の使用料は、それぞれの施設の条例で定めてありますので、指定管理者制度に移行するからといって、利用料金が高くなることはありません。

Q 指定管理者制度になれば、個人情報はどうなるの

A 指定管理者が管理運営を通じて取得した個人情報の取扱いについては、富田林市個人情報保護条例を改正して、その責務や罰則規定などを条例で規定するとともに、個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込むなど必要な措置を講じています。